

報告第 6 号

債権の放棄について

八幡浜市債権管理条例（平成 24 年条例第 2 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 6 月 6 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

- 1 放棄した債権の種類 市立八幡浜総合病院診療費等
- 2 放棄した債権の件数 17 件
- 3 放棄した債権の金額 1,501,952 円
- 4 放棄した時期 平成 29 年 3 月 31 日
- 5 放棄した債権毎の金額、発生日及び放棄の事由

	放棄の金額	債権の発生日	放棄の事由
1	70,950 円	平成 20 年 3 月 16 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 2 号（免責決定）
2	56,140 円	平成 24 年 9 月 4 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
3	1,400 円	平成 24 年 9 月 11 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
4	82,880 円	平成 18 年 7 月 12 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
5	217,444 円	平成 17 年 8 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
6	188,890 円	平成 17 年 9 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
7	155,190 円	平成 17 年 10 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
8	70,510 円	平成 17 年 12 月 12 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
9	104,005 円	平成 19 年 7 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
10	107,186 円	平成 19 年 8 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
11	106,387 円	平成 19 年 9 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
12	67,540 円	平成 19 年 10 月 31 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
13	65,980 円	平成 19 年 11 月 29 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
14	250 円	平成 21 年 6 月 16 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）
15	151,290 円	平成 17 年 11 月 30 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 6 号（生活困窮）

16	18,540 円	平成 24 年 9 月 7 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）
17	37,370 円	平成 25 年 1 月 17 日	債務者：条例第 16 条第 1 項第 7 号（所在不明）